

令和7年度 食品の夏期一斉取締りにおける施設への立入検査結果
(令和7年6月9日～8月29日)

施設の区分	施設数 ^{※1}	令和7年度 立入検査実施数 (取締り期間中)	令和7年度 立入検査予定回数 ^{※4}
食品衛生法に基づく営業施設	6,581	348	-
重要監視指導対象施設	1,036	185	-
区分Ⅰ ^{※2}	26	7	年2回以上
区分Ⅱ ^{※3}	1,010	178	年1回以上

※1 令和7年8月31日時点の施設数。臨時営業および短期間営業、催事、自動車営業、自動販売機、船舶の営業施設を除く。

※2 輸出により広域の流通が考えられる製品を製造している施設、高度な衛生管理が必要な食品の製造施設、と畜場および過去5年間に行政処分を受けた施設。

※3 取扱い食品、製造規模および広域性を考慮し、必要と認めた施設。宿泊施設、大型スーパーマーケット、大規模食品製造施設、給食施設、給食施設へ食品を提供している施設等。

※4 令和7年度（2025年度）函館市食品衛生監視指導計画に規定。